

# 「父子福祉資金貸付金」が 平成26年10月から創設されます。

県と市町村では、ひとり親家庭への生活の安定と向上のための支援を行ってきておりますが、平成26年10月1日から、国の法律が変わり、父子家庭への支援が拡充されました。

そのなかの一つとして、「父子福祉資金貸付金」が創設されることにより、父子家庭のお父さんとお子さんが必要な資金の貸付けを受けられるようになりました。この制度は、父子家庭の今後の生活の支援に繋がること、併せてお子さんの福祉を推進するため、扶養する子どもの修学のための資金、お父さんが資格を取得するための学校に通うための資金等、貸付けを行う制度です。

この貸付けに関する相談及び手続きは、**お住まいの地域**で行えるようになっていきます。市にお住まいの方は市役所福祉担当課、また、町村にお住まいの方は県保健所地域福祉室（日出町・玖珠町）で相談を受け付けています。

## ★どんな制度なの？

⇒ 父子家庭のお父さんが、扶養するお子さんやお父さんご自身が資格取得等の学校に通うための資金や生活資金等の貸付けを受ける制度です。

## ★資金の種類は？

⇒ 貸付金には、使用目的ごとに、**12種類の資金** が設定されています。  
◇扶養するお子さんが学校に通学するための資金（修学資金等）  
◇お父さんが資格を取得するための学校に通う資金（技能習得資金等）  
◇生活のための資金（生活資金等） など

\*資金ごとに、貸付期間や金額の限度額が設定されていますので、詳しくは、下記お問い合わせ先におたずねください。

## ★償還（返済）はどうなるの？

⇒ 資金の種類ごとに一定期間の据置後、月賦、半年賦又は年賦による元利均等での償還となります。金額や期間は期限内であれば、希望により決めることができます。

平成26年10月



（お問い合わせ先）

- 市にお住まいの方は、 各市役所 母子・父子福祉担当課
  - 町村にお住まいの方は、 県東部保健所地域福祉室（日出町・姫島村）  
電話 0977-72-2327  
県西部保健所地域福祉室（玖珠町・九重町）  
電話 0973-72-9522
- \*制度については、 県福祉保健部 こども子育て支援課 097-506-2703